

会議報告



国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2016年10月)

企業会計基準委員会 専門研究員

ほりともみ
堀 友美

I はじめに

2016年10月18日と10月19日に、英国ロンドンのIFRS財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）の会議が開催された。10月のIASB会議では、以下の論点が議論された。

- 中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs)
- 開示に関する取組み: 開示原則
- 開示に関する取組み: 重要性
- 概念フレームワーク
- IFRS第8号「事業セグメント」の修正
- IFRS基準の適用に関する論点
- 資本の特徴を有する金融商品
- 2015年アジェンダ協議
- リサーチに関するアップデート

本稿では、同会議において議論された主な事項について、論点の概要及び暫定合意の概要等について紹介する。なお、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update」¹及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²を参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

II 中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs)

背景

中小企業向けIFRSは、公的な説明責任のない中小企業のために、そのニーズと能力に見合う一組の会計基準としてIASBにより開発され、2009年に初めて公表された。直近の改正は2015年12月に行われており、IASBは、緊急性のある問題が識別されるような稀な場合を除き、およそ3年を超えない頻度で定期的に包括的な公開草案を公表することとしている。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、中小企業向けIFRSの中間的な見直しを2016年中に開始すべきかどうかを議論した。



主な決定事項

中小企業向けIFRS適用グループ (SME適用グループ) から寄せられたフィードバックコメントを検討した結果、中小企業向けIFRSの中間的な見直しを、次回の包括的見直しの前に実施しないことを決定した。次回の中小企業向けIFRS

の包括的な見直しは2019年前半に開始される予定である。

今後の予定

IASBスタッフは、次回の包括的な見直しが行われる前に、SME適用グループと協働して、新規に公表又は修正された完全版IFRSが中小企業にどのように影響を与えるのか、また、これらを中小企業向けIFRSにどのように組み込んでいくのかを検討する予定である。

III 開示に関する取組み:開示原則

背景

現行のIFRSの表示及び開示要求に関しては、様々な関係者から様々な見解が示されている。こうした見解を受けて、IASBは、財務諸表における開示の有効性を改善することを目的とした、開示に関する取組みを行っている。

開示原則は、開示に関する取組みを構成する複数のプロジェクトのうちの1つで、企業が完全な一組の財務諸表の基本的な構成と内容を決定するのに役立つように、現行のIFRSにおけるガイダンスを改善することを目的としている。

2015年10月のIASB会議において、開示原則ディスカッション・ペーパー(DP)の開発において行ったデュー・プロセスのステップが完了したことが確認されており、スタッフに対し、書面による投票手続を開始するよう指示がされている。

今回の会議で議論された主な論点

公表予定のDPのコメント募集期間について議論が行われた。



主な決定事項

DPが長文であることなどから、コメント募集期間を180日間とすることを決定した。また、IASBメンバーが今後公表予定の保険契約に関するIFRS基準のレビューに集中できるようにするため、DPの公表予定時期を2016年12月より後に

変更することを決定した。

今後の予定

2017年前半にDPが公表される予定である。

IV 開示に関する取組み:重要性

背景

IASBは、開示に関する取組みを構成する複数のプロジェクトのうちの1つとして、IFRSが実際に適用されるにあたり、重要性をどのように適用するのかという点について検討している。

重要性に関しては、2015年10月に、公開草案「IFRS実務記述書『財務諸表への重要性の適用』」³が公表されている。本公開草案は、会計基準の公開草案としてではなく、実務記述書という規範性のないガイダンスの公開草案として公表されており、コメント募集期限は2016年2月とされていた。

今回の会議で議論された主な論点

公開草案に対するコメントを踏まえた再審議が継続された。今回議論された論点は、以下のとおりである。

- 対象者、焦点及び定義
- 主要な利用者のニーズと期待
- 重要性のプロセス
- 基本財務諸表か注記か、及び情報の集約・分解
- 会計方針の開示
- 比較アプローチか対応アプローチか、及び国内規制との矛盾
- 期中報告
- 一般に利用可能な情報



主な暫定合意事項

対象者、焦点及び定義

以下の内容が暫定合意された。

- a. 実務記述書は、財務諸表の作成における重要性の適用を扱うものであることを明確にするとともに、財務諸表の作成者以外の関係者にとっても有益なものとなる可能性があることを認める。
- b. 実務記述書の全体を通じて、「経営者」という用語を「企業」という用語に置き換えることにより、他のIFRS基準の記載とあわせる。
- c. 「重要性」は監査等においても用いられる用語であるが、実務記述書において、重要性の概念への言及は財務諸表の作成のみにとどめる。
- d. 実務記述書にIAS第1号「財務諸表の表示」に記載されている重要性の定義の説明（企業は「利用者がその経済的意思決定において、合理的にみてどのように影響を受ける可能性があるのか」を考慮に入れる。）を含めるとともに、この説明を実務記述書を通じて使用する。
- e. このプロジェクトにおいてはIFRS基準における重要性の定義に変更を加えない。

主要な利用者のニーズと期待

実務記述書における対応について、以下の内容が暫定合意された。

- a. 全体を通じて、「主要な利用者」（「概念フレームワーク」で定義）に言及し、企業のIFRS財務諸表の「主要な利用者」には、潜在的な投資者、潜在的な融資者及び潜在的な他の債権者が含まれることを強調する。
- b. 主要な利用者の「特別なニーズ」、「部分集合」又は「クラス」、及び「期待」への言及について再検討する。
- c. 「財務諸表の利用者及びその意思決定」に関して示されているガイダンスを改訂し、「企業の主要な利用者の共通の情報ニーズを最大限満たす」という概念を伝えるようにする。

重要性のプロセス

重要性の判断を企業の財務諸表に適用するための「重要性のプロセス」について検討し、重要性の判断をどのように適用できるのかについての概要を実務記述書に記載することが暫定合意された。「重要性のプロセス」は、①潜在的に重要な情報の識別、②識別された情報の重要性の評価、③体系化、④見直しの4つのステップからなる。特に、以下

の内容が暫定合意された。

- a. 重要性の諸要因の間にはヒエラルキーはないが、企業がまず情報項目を定量的な観点から評価することが効率的となる可能性がある旨を説明する。
- b. 情報項目に重要性があるかどうかを定性的要因に基づいて企業が評価する際に、定量的要因についても考慮すべきである旨を説明する。
- c. 関連当事者取引を、重要性の評価を行う際に考慮される定性的要因の一例として記載する。

基本財務諸表か注記か、及び情報の集約・分解

以下の内容が暫定合意された。

- a. 財務諸表に記載されるすべての情報に単一の重要性の評価を適用すべきである旨を記述する。
- b. 企業は重要性のある情報を財務諸表のどこで（すなわち、財務諸表又は注記）開示すべきかを、情報を効果的かつ効率的に伝達する方法で選択すべきである旨を説明する。
- c. 情報をどのくらい分解すべきか及びどのくらい詳細に記載すべきかを決定するために、企業は重要性の評価をどのように使用すべきかを、基本財務諸表と注記の観点で記述する。

会計方針の開示

当該論点は開示原則のプロジェクトでより幅広く検討されることとなることから、実務記述書には会計方針の開示への重要性の適用に関するガイダンスを含めないことを決定した。

比較アプローチか対応アプローチか、及び国内規制との矛盾

以下の内容が暫定合意された。

- a. 実務記述書の目的は、IFRSの重要性の概念をどのように解釈しIFRS財務諸表に適用すべきかに関するガイダンスを提供することである旨を強調する。
- b. IFRS基準は、たとえIFRS財務諸表において重要性がない場合であっても、国内の規制上の要求事項を満たすための追加的な情報の提供を禁じていない（ただし、当該情報により重要性のあるIFRS情報が不明瞭になる場合は除く。）旨を記載する。

期中報告

以下の内容が暫定合意された。

- a. 期中財務報告書に重要性の評価を適用する際に、企業は年次財務諸表についての評価において考慮するのと同じ要因を考慮する必要がある旨を強調する。
- b. 企業は重要性のプロセスを期中財務報告書の文脈及

び目的が年次財務諸表の場合とは異なることを考慮に入れて適用する必要がある旨を明記する。

- c. 期中報告における測定は年次報告における測定よりも見積りに依存する場合があるが、そのことだけで期中の情報の方が重要性が高くなるわけではない旨を明記する。

一般に利用可能な情報

以下の内容が暫定合意された。

- a. 実務記述書案のうち、一般に利用可能な情報が重要性の評価に影響を与えると理解される可能性のあるパラグラフを削除し、情報が一般公開されていることは重要性の評価には影響を与えない旨を明記する。
- b. 情報が一般公開されていても企業が重要性のある情報を開示する義務は免除されない旨を明記する。

今後の予定

今後のIASB会議で、以下について議論する予定である。

- 重要性の適用に関するガイダンスが取るべき形式
- 重要性と受託責任との相互関係
- 最終的なガイダンスの文案作成に備えた用語上の論点
- 誤謬、特約条項及び中小企業向けIFRSを適用する企業における重要性に関するガイダンスの適用
- 過去の期間の情報への重要性の適用

V 概念フレームワーク

背景

IASBは、現在、概念フレームワークの改訂を進めている。現行の概念フレームワークは、IASBの前身組織である国際会計基準委員会 (IASC) が1989年に開発した「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を、2010年に米国財務会計基準委員会 (FASB) との共同プロジェクトの成果として公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」によって置き換えたものであるが、内容の一部は1989年に公表された内容がそのまま引き継がれている。

2013年7月に公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に引き続き、2015年5月には、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」が公表された。

今回の会議で議論された主な論点

公開草案に対するコメントを踏まえた再審議が継続された。今回議論された論点は、以下のとおりである。

- 未履行契約
- 会計単位
- 利得及び損失の取扱いの非対称性
- 重要性の定義

また、負債の定義及びそれを補強する概念の今後の再審議の一環として、さらに検討を要する可能性のあるものを識別することを目的として、スタッフから資産及び負債の定義案並びにそれらの定義を補強する概念の検証へのアプローチが紹介された。



主な暫定合意事項

未履行契約

以下の内容が暫定合意された。

- a. 以下について確認すること。
 - i. 未履行契約は、経済的資源を交換する権利及び義務を確立する。
 - ii. 経済的資源を交換する権利及び義務は、相互依存적であり分離することができない。
 - iii. 結合された権利及び義務は単一の資産又は負債を構成する。
- b. 「概念フレームワーク」では、未履行契約資産及び未履行契約負債の認識についての議論を、公開草案において記載していた以上に記載すべきではない。
- c. 公開草案において結論の根拠に記載した未履行契約に関する議論は、いずれも「概念フレームワーク」本文には持ち込まない。

会計単位

以下の内容が暫定合意された。

- a. 「概念フレームワーク」では、会計単位について追加的なガイダンスは設けず、また、提案した概念についての議論を削減しない。
- b. 「概念フレームワーク」において、会計単位は、認識及び測定がどのように適用されるのかを考慮する際に、資産又は負債に対して選択される旨を明確化する。
- c. ある会計単位を認識について選択して、別の会計単位

を測定について選択することが適切な場合もある旨を確認する。

- d. 選択された会計単位は表示及び開示のために集約又は分解する必要がある旨を確認する。
- e. 財務報告の他の領域と同様に、コストは会計単位の選択を制約する旨を説明し、コストの制約を会計単位の選択における別個の要因として識別することはしない。

利得及び損失の取扱いの非対称性

財務報告基準において、最も有用な情報を要求することの結果として非対称性が生じる場合はあるものの、改訂後の「概念フレームワーク」の「第2章—有用な財務情報の質的特性」は、慎重性の行使が非対称性の必要性（例えば、資産（又は収益）の認識の根拠とするためには負債（又は費用）の場合よりも説得力のある証拠が必要となること）を含意するものではないことを認めるべき旨が暫定合意された。

重要性の定義

公開草案で提案された重要性の定義について暫定的に確認された。この定義に対し開示原則のプロジェクトにおいて議論されている修正に関する内容は反映されない。

今後の予定

2016年11月のIASB会議で、以下について議論する。

- 負債の定義、認識の中止及び資本維持に関する概念
- スタッフが作成者と実施した「概念フレームワーク」の影響を検証した作業の結果
- 公開草案「概念フレームワークへの参照の更新」

Ⅵ IFRS第8号「事業セグメント」の修正

背景

IFRS第8号「事業セグメント」はIASBによる適用後レビューが行われた最初の基準であり、IASBは2013年7月にフィードバック・ステートメントを公表した。IASBは、適用後レビューの結果を受け、さらに検討すべきものとして識別された論点に対応した審議を行っている。

今回の会議で議論された主な論点

修正案の文案作成の間に生じた次の2つの整理論点を検討した。今回議論された論点は、以下のとおりである。

- 報告セグメントの首尾一貫した識別
- 報告する表示項目の数



主な暫定合意事項

報告セグメントの首尾一貫した識別

IFRS第8号を修正して、財務諸表上の報告セグメントが、経営者による説明（若しくは年次報告書の他の部分）に記載されている報告セグメント、又は財務諸表とともに公表される他のコミュニケーション文書と、どのように異なっているのか及びその理由の説明を求めることについて暫定合意された。

報告する表示項目の数

以下の内容が暫定合意された。

- a. 企業は、IFRS第8号における以下の2つのコア原則を満たすのに役立つ場合には、最高経営意思決定者がレビューしているか又は最高経営意思決定者に定期的に提供されている情報を超えたセグメント情報を開示できるという注意書きを記載する。
 - i. 企業が従事する事業活動、及び企業が事業を行っている経済環境の性質や財務的な影響を、財務諸表の利用者が評価できるように、企業は情報を開示しなければならない。（IFRS8.1）
 - ii. 企業は、企業が従事する事業活動、及び企業が事業を行う経済環境の性質や財務的な影響を、財務諸表利用者が評価できるように、情報を開示しなければならない。（IFRS8.20）
- b. 上記のコア原則を満たすのに役立つセグメント情報の種類について、IFRS第8号の現行のガイダンスから追加しない。

今後の予定

IFRS第8号の修正の公開草案を公表する予定である。

VII IFRS基準の適用に関する論点

今回の会議では、2016年9月のIFRS解釈指針委員会会議で決定された提案のうち、以下の3点について議論した⁴。

1. IFRIC解釈指針「外貨建取引と前払・前受対価」

IFRIC解釈指針「外貨建取引と前払・前受対価」を承認した。本解釈指針は2016年末までに公表される予定である。

2. IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」—関連会社又は共同支配企業に対する長期持分

背景

IFRS解釈指針委員会から、関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分(決済が計画されておらず、予見できる将来に決済される可能性も低い貸付金等)について、IAS第28号に加えIFRS第9号「金融商品」を適用することを明確化するため、IAS第28号を修正するという提案がなされている。

主な暫定合意事項

IAS第28号の修正を提案すること、及び以下の内容が暫定合意された。

- a. 当該修正案は次回の年次改善(2015-2017年サイクル)に含まれる。
- b. 発効日は2018年1月1日とし、早期適用を認める。
- c. 当該修正案については遡及適用を要求するが、一定の場合には比較情報を修正再表示しないことを容認する。

今後の予定

今後のIASB会議で、IAS第28号の修正案について、コメント期間と行ったデュー・プロセスのステップを検討する。

3. IAS第16号「有形固定資産」の狭い範囲の修正—有形固定資産の試運転の収入及びコスト

背景

IFRS解釈指針委員会から、有形固定資産の試運転時に生産した物品の販売による収入に関し、IAS第16号を修正し、有形固定資産項目の取得原価から当該有形固定資産項目を使用可能にする間に生産された品目の売却から生じた収入を減額することを禁止するという提案がなされている。

主な暫定合意事項

以下の内容が暫定合意された。

- a. IAS第16号の修正を提案すること。
- b. 修正を最初に適用する際に、最も古い比較対象期間の期首以降に使用可能になった有形固定資産項目にのみ修正案を適用することを要求する。
- c. 初度適用企業に対する経過的な救済措置は設けない。

今後の予定

今後のIASB会議で、IAS第16号の修正案について、コメント期間と行ったデュー・プロセスのステップを検討する。

VIII 資本の特徴を有する金融商品

背景

IASBは、資本の特徴を有する金融商品に関して、負債と資本の分類と、それに関する表示と開示の要求を改善するための潜在的な方法を評価するため、リサーチ・プロジェクトを進めている。現在は、ガンマ・アプローチ(清算時よりも前に経済的資源を移転する義務、又は企業の経済的価値に依存しない金額の経済的資源を移転する義務のいずれかに該当する請求権を負債として分類するアプローチ)の開発に

焦点を当てた議論が進められている。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、単独では負債又は資本のいずれかの定義を満たす2つの代替的な決済結果のうち、いずれかを選択する権利を発行者に付与する請求権について議論した。



主な暫定合意事項

ガンマ・アプローチでは、請求権を負債又は資本のいずれかに分類する際に、発行者の権利行使の意思決定に影響を与え得る経済的インセンティブは考慮すべきではないことが暫定合意された。したがって、分類は、IAS第32号「金融商品：表示」の要求事項と同様、契約によって定められた実質的な権利及び義務（契約の条件を通じて間接的に設定される義務を含む。）に基づくことになる。

今後の予定

今後のIASB会議で、次の事項について議論する。

- 現行のプッタブル金融商品の例外に該当する金融商品の分類

- 契約における権利及び義務の実質並びに法律上及び規制上の要求との相互関係
- 資本性金融商品の認識、認識の中止及び分類変更

IX その他

1. 2015年アジェンダ協議

2015年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメントの公表が許可された⁵。

2. リサーチに関するアップデート

出席したIASBメンバーに対するリサーチ・プロジェクトに関するアップデートが行われた。暫定合意事項はなかった。

<注>

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2016.shtml (会員限定)
- 3 本公開草案の内容に関する詳細な解説については本誌2016年1月号を参照されたい。
- 4 IFRS解釈指針委員会で議論された内容の詳細な解説は本誌2016年12月号を参照されたい。
- 5 フィードバック・ステートメントは2016年11月2日に公表されている。